

地域的な包括的経済連携協定の原産地規則に関する実施要項**0. 説明文**

実施要領（以下、「IG」という。））は地域的な包括的経済連携協定（以下、「協定」という。）の第 3 章（原産地規則）の理解を容易にすることを意図して作成されたものである。IG は協定の一部を構成するものではなく、IG と協定の間には矛盾がある場合は、協定の規定が優先される。

1. 締約国と署名国

協定に基づく特惠関税の適用を目的で原産地証明（以下「PO」という。）を受諾する締約国及び署名国：

オーストラリア	ブルネイ・ダルサラーム国	カンボジア	中国
インドネシア	日本	韓国	ラオス
マレーシア	ミャンマー	ニュージーランド	フィリピン
シンガポール	タイ	ベトナム	

より確実性を高めるため、署名国は締約国となった時点で PO を受諾する。協定を実施した締約国は、<https://rcepsec.org/rules-of-origin/>に記載されている。

国名を PO に表示するために、国名は上記と同様とすべきである。

2. 原産地証明書

- 原産地証明書（以下、「CO」という。）の申請は、協定の第 3.17 条に従い、輸出者、生産者又はそれらの権限のある代理人によって、輸出締約国の発行機関に対して、輸出しようとする製品が CO の発行を受ける資格があることを証明する証拠書類を添付して行うものとする。
- 締約国の発行機関は、<https://rcepsec.org/rules-of-origin/>に記載されている。
- 協定の第 3.17 条 3 項 (a) に基づき締約国が決定した CO の書式は、<https://rcepsec.org/rules-of-origin/>に掲載されている。CO は、裏面の注意事項の記述に従って、この書式で発行される。

3. 原産地申告

認定輸出者は、協定の附属書 3B に規定される必要的記載事項に規定されたすべての関連情報を含む限り、原産地申告（以下、「DO」という。）の任意の書式を使用できる。DO の必要的記載事項は、該当する場合、RCEP の原産地証明書裏面の注意事項の記述に従うべきである。

4. 連続する原産地証明（バック・トゥ・バック PO）

- a. 中間締約国の発行機関は、連続する CO を発行することができる。認定輸出者または中間締約国の輸出者は、協定の第 3.19 条に従い、連続する DO を発行することができる。より確実性を高めるため、いずれの輸出者も、中間締約国及び最終輸入締約国が協定の第 3.16 条第 1 項（c）（生産者もしくは輸出者による DO）を同条第 2 項に従って既に実施している場合に限り、連続する DO を作成することができる。
- b. 連続する DO が認定輸出者によって発行された場合、当該連続する DO は、当該認定輸出者が中間締約国の管轄当局によって許可された製品に対してのみ、作成されるべきである。

5. 電子形式の PO

協定の第 3.16 条第 5 項（a）に従い、締約国は、PDF ファイルなどの電子形式で、PO を受理し、または CO を発行することができる。電子形式で PO を受理し、または CO を発行する締約国のリストと各締約国の関連条件は、<https://rcepsec.org/rules-oforigin/> に掲載されている。

6. 域内原産割合と FOB 価額の計算

- a. 製品の域内原産割合は、協定の第 3.5 条に規定される計算式を用いて算出される。
- b. 製品の実際の FOB 価額が不明または確認できない場合、協定の第 3.1 条（e）にいう「FOB 価額」および協定の第 3.5 条第 1 項にいう「FOB」は、CO の申請を行う者または DO を作成する輸出者または生産者が知っている製品の最終確認価額で代替することができる。
- c. 連続する PO の場合、連続する PO に表示される FOB 価額は、中間締約国の FOB 価額でなければならない。

- d. 輸入締約国の税関当局は、PO に表示された FOB 価額がインボイスに表示された実際の FOB 価額と異なることのみを理由に特惠関税の適用を拒否してはならないが、必要に応じて検証を実施することができる。

7. 製品の HS コード

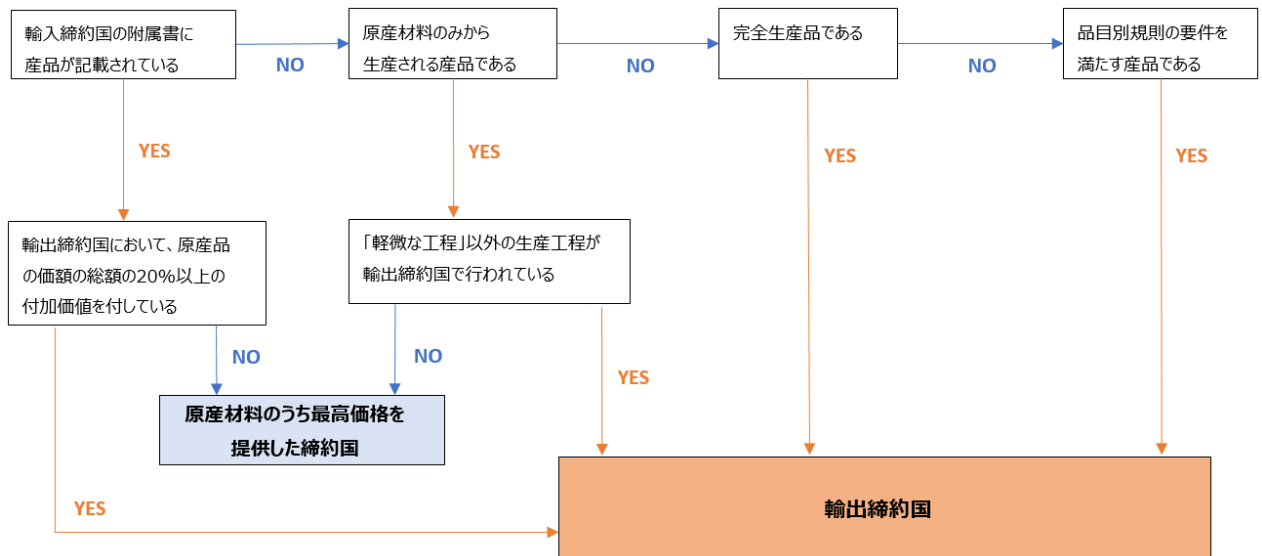
- a. HS は輸出製品の 6 桁レベルで、<https://rcepsec.org/rules-of-origin/> で公開されている HS 2022 の移行後の品目別規則に基づくものでなければならない。
- b. 輸入締約国の税関当局は、PO に表示された輸入品の HS コードと輸入締約国の HS コードとの相違は、その製品の原産地に関して疑義を生じさせない限り、軽微な相違として無視することができる。

8. 関税の差異と RCEP の原産国

- a. 協定において、一部の締約国は、異なる締約国の同一の原産品に対して異なる関税率を適用している。輸入締約国が輸入する産品に複数の関税率を設定した場合、当該産品に適用される関税率は、当該産品の RCEP 原産国に割り当てられた関税率である。このため、輸出される産品の RCEP 原産国を特定することは、協定の付属書 3B に規定される必要的記載事項の一つであり、いずれの PO にもこの情報が含まれている必要がある。
- b. 原産品の RCEP 原産国は、協定の第 2.6 条（図 1 に記載されている）及び原産地証明書裏面の注意事項の記述に従って決定される。
- c. 共通譲許品については、RCEP の原産地証明書裏面の注意事項の 8 における状況（b）は、RCEP の原産国特定の目的のためのものであり、輸入締約国における特惠の適用に影響を与えるものではない。
- d. 連続する PO の場合、連続する CO の申請者又は連続する DO を作成した者は、産品の RCEP 原産国を特定する必要がある。この場合、連続する PO で示される産品の RCEP 原産国は、輸入締約国の譲許表に依存するため、オリジナル PO の原産国と異なっている可能性があることに留意すべきである。例えば、ある産品が中間締約国の協定の付属書 I の付録に記載されておらず、当該産品の RCEP 原産国が輸出締約国である場合でも、当該産品が最終輸入締約国の協定の付属書 I の付録に記載され、RCEP 原産国が当該産品の生産に使用された原産材料の最高価額を提供した締約国である可能性がある。したがって、産品が輸入締約国の協定の付属書 I の付録に記載されている場合、または、産品が輸入締約国で原産材料のみから生産され、協定の付属書 I で関税の

差額の対象となっている場合、連続する CO の申請者または連続する DO を作成した者は、製品の RCEP 原産国を証明する情報を保持しているべきである。

図 1
製品の RCEP 原産国を特定するためのフローチャート



注：上図にかかわらず、輸入者は協定の第 2.6 条第 6 項を使用することを選択できる。例えば、輸出者／生産者は RCEP の原産国が不明または確認できない場合などである。この場合、輸出者／生産者と輸入者は、RCEP の原産国としてどの締約国を指定するかについて話し合うべきである。

【免責条項】

本資料は、株式会社東京共同トレード・コンプライアンスが日本語に仮訳したものとなります。参考資料としてご利用いただくことは可能ですが、提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、株式会社東京共同トレード・コンプライアンスは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。